

揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例停止措置の実施並びに揮発油税等の税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案（概要）

第1 「トリガー条項」の凍結解除等

1 揮発油税・地方揮発油税・軽油引取税の「トリガー条項」の凍結規定を削除して凍結を解除〔施行後速やかに法制上の措置〕

※ 凍結解除後の「トリガー条項」は、補助金による揮発油価格の引下げ効果がなかったとした場合に想定される平均小売価格が 160 円/L を超えた場合に発動

2 「トリガー条項」の発動後、第2の措置が講ぜられるまでの間、「当分の間税率」の適用は再開しない。

3 「トリガー条項」の発動が円滑に行われるための措置

① 「トリガー条項」の発動までの間は、揮発油・軽油の小売価格抑制のための補助金を継続

② 「トリガー条項」の発動時における揮発油の手持ち在庫については、「当分の間税率」と本則税率の差額（25.1 円/L）について、①に加えて必要な補助金の交付を行うことにより、製造者又は販売業者の負担を軽減

※ ②の補助金等の交付によって揮発油税・地方揮発油税の控除・還付の手続を省くことも想定

4 「トリガー条項」の発動により生ずる地方揮発油税・軽油引取税の収入の減少に伴う地方公共団体の減収を補填

第2 「当分の間税率」の廃止等〔令和7年度末を目途〕

揮発油税・地方揮発油税・軽油引取税の「当分の間税率」を廃止し、脱炭素社会の実現等に資する新たな税制を構築

第3 揮発油に係る消費課税の在り方の検討

揮発油税等を含む揮発油の価格に消費税が課される「二重課税」問題の解消に向けた検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

第4 石油製品の価格の高騰による悪影響の緩和策の検討

灯油、重油等の石油製品の価格の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響の緩和策の一層の拡充について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

※施行期日：公布の日